

座間味村 渡航自粛協力金給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、渡航自粛要請により、沖縄本島と座間味島及び阿嘉島を結ぶ村営定期船の減便、または運休に伴う経済的な影響や精神的な不安を緩和し、日常生活を維持するため、予算の範囲内において渡航自粛協力金（以下「協力金」という。）を給付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力金の給付対象者)

第2条 協力金の給付対象者は、令和2年8月1日において、座間味村の住民基本台帳に記録されており、かつ申請時点で座間味村の住民基本台帳に記録されている者とする。

(協力金の給付額)

第3条 給付額は、協力金の給付対象者1人につき1万円とする。

(申請・受給権者)

第4条 協力金の申請・受給権者は、その者の属する世帯の世帯主とし、給付を受けようとする者は、「渡航自粛協力金給付申請書（様式第1号）」を村長に提出しなければならない。

2 前項において本村で特別定額給付金を受給し、世帯主（受給者）、口座情報等に変更がない者は添付書類を省略することができる。

(受付期間)

第5条 前条の申請の受付期間は令和3年1月12日から令和3年3月1日までとする。

(給付決定)

第6条 村長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、その内容を確認の上、給付を決定し、協力金を給付するものとする。

(協力金の返還)

第7条 村長は、虚偽の申請その他不正な行為等による協力金の給付決定を受けた者がある場合は、当該給付決定を取消すとともに、既に協力金の支払を完了しているときは、その者に対して、当該協力金の額の企都又は一部に相当する金額の返還を請求することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協力金給付事業を実施するために必要な事項は、「特別定額給付金給付事業実施要領（令和2年4月30日）」を準用するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 12 月 21 日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。